

第 75 回神奈川県公園等審査会議事録

(冒頭、委員総数 10 名のうち 8 名の出席を確認し、定足数を満たすことから審査会は有効に成立している旨を事務局から発言、また、本審査会の会長に浦田委員が選任された。)

(委員)

それでは、ただいまから、第 75 回神奈川県公園等審査会を開会いたします。

まず、事務局から、本日の傍聴状況と審査会の公開・非公開の扱いについて、報告をお願いします。

(事務局)

傍聴状況について御報告いたします。

本日の傍聴は、一般の方 2 名、報道機関の方 1 名の 3 名となっております。

なお、本日の審査会での案件につきましては、神奈川県情報公開条例に規定する非公開事由には該当しておりませんので、公開で行うことといたします。

(委員)

それでは、議事に入ります。本日は、報告事項 1 件となっております。

「県立都市公園における指定管理者制度のあり方について」という議題でございます。事務局から説明願います。

(事務局から資料 1、資料 2_P. 1～7、資料 3 から資料 8 に基づいて説明)

(委員)

それでは、ここで一旦説明を区切らせていただきます。

ただいまの説明について、御意見・御質問等がございましたらお願いします。

(委員)

資料 3 について、資料 4、資料 5 にも共通する内容になりますが、公募対象公園施設について 2 点質問させていただきたいと思います。

1 点目は、公募対象公園施設について、事業者が施設を整備した場合、事業終了後にどのような形で返還することになるのかについてお伺いしたいと思います。

既存の施設は事業終了後に原則原状回復が必要である、と記載されていますが、公募対象公園施設そのものについては記載がありませんので、事業終了後の取扱いについて教えていただきたいと思います。

2 点目は、設置管理許可使用料についてです。建築物を設置する場合は、土地に加えて建物の使用料も発生するとのことですが、建物を整備した場合、その所有権は事業者にあるのか、それとも、県に帰属するのかを教えていただきたいと思います。

す。仮に県に帰属するのであれば使用料が発生することは理解できますが、事業者の所有である場合、自ら所有する建物についてなぜ使用料が必要になるのかという疑問がありますので、その考え方を御説明いただきたいと思います。

また、固定資産税についてはどのような扱いになるのでしょうか。事業者負担となる場合には軽減措置の有無も含めて教えていただきたいと思います。あわせて、こうした固定資産税等の取扱いについても資料に記載しておいた方が、事業者にとって分かりやすいのではないかと思います。

(事務局)

まず1つ目の質問につきまして回答いたします。公募対象公園施設は終了後事業者が撤去いたしまして、原状回復するのが基本となっています。

(委員)

仮に、事業期間が終了した後も、同じ事業者が実施することになる場合には、施設を撤去せずに引き続き利用することができるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

原則としては撤去ということになります。継続して事業を行うことになる場合には、一度撤去して同じものを造り直すということは現実的ではありませんので、そのような場合には協議が発生するものと考えております。

(委員)

そのことについても書いておかれたほうが親切かなと思います。

(事務局)

建物の所有権ですが、基本的には事業者の所有になります。建物や固定資産税の記載について誤解や疑問が生じないように書き方を考えたいと思います。

(委員)

辻堂海浜公園ですが、交通公園のリニューアルということで、建物をリニューアルするという理解でよろしいでしょうか。

そうした場合、これが公募対象公園施設になるということでしょうか。公募対象公園施設は、民間が作って、独立採算で運営し、終了したら撤去して更地にして返す、というイメージがありますが、交通公園のこの施設も一緒に、リニューアルする、何か、ハード的なところを加えるのであれば、それはどのような位置づけなのでしょう。

今後いろいろな提案が出てきてから考えればいいことですが、今のところどのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

(事務局)

交通公園のリニューアルの件に関しましては、改装して利用されるということに関しまして、公募対象公園施設という考えで整理をしているところであります。

(事務局)

補足いたしますと、交通公園のリニューアルにつきましては、現在ある交通展示館やサイクルセンターといった建物だけでなく、交通公園全体を含めてリニューアルを考えております。例えば、遊具を追加する、カフェを設置するといったことも含めて、幅広く民間事業者から提案をいただきたいと考えております。

建物だけのリニューアルということではなく、このエリア一帯について、交通公園としての機能を維持しながら、民間活力をどのように導入できるのか、また、民間事業者がどのような可能性を見いだせるのかといった点について、幅広く御意見や提案をいただきたいと考えております。

(委員)

事業者は、ここで得た収益によって施設の整備やサービスを提供していくというような形になるのですね。

(委員)

先ほどと同じ資料3_P.6、一番下の算定面積の考え方というところです。使用料の算定の面積の部分、後半に施設の利用者のみを使用することのできる園路、広場等の面積と書いてあります。これは、その施設の利用者のみを使用するということは、例えば施設の周りを柵とかで囲って入園料を取って、それ以外の人は入れないようにしてある部分という意味でしょうか。ただ建物とか施設があるだけでしたら別にその施設利用する人でなくても周りを散歩したりすると思います。

(事務局)

資料3_P.6の図3を御覧いただきたいと思います。航空写真上に青線を記載しておりますが、例えば青線より右側の芝生広場をキャンプ場として活用する場合、その園路や広場についてはキャンプ場利用者のみが利用する区域となりますので、その面積については使用料の対象になると考えております。一方で、青線より左側については、例えばベンチや野外卓を特定公園施設として設置した場合は、キャンプ場利用者だけでなく一般の公園利用者も利用できる区域として想定しておりますので、その部分については使用料の対象とはならないと考えております。今回はそのような考え方をお示ししているものですが、分かりづらい部分もあると思いますので、事業者に正確に伝わるよう表現については見直していきたいと考えております。

(委員)

マーケットサウンディング調査に関する内容かと思いますが、今回、Park-PFIを進めていくにあたっては、それぞれメリットとデメリットがあると思います。

メリットとしては、公的な財政負担を抑えられるということが大きいと思います。一方で、デメリットとしては、民間事業者が参入する以上、県民サービスが前提にあるとはいえ、どうしても収益性を求めることになるという点があるのではないかと思います。そうした点が、まず入口の部分になるのかなと思っています。

そのような中で、マーケットサウンディング調査を行うのであれば、事業者としては、より詳細な情報を知りたいのではないかと思います。

先ほどの説明の中では入園者数などのデータが示されていましたが、例えば同じ公園でも季節や月によって利用状況は異なると思いますし、入園者が少ない時期も公園によって違いがあると思います。また、駐車場についても利用状況に差があると思います。

そうした中で、入園者数だけでなく、男女比や年齢層といった利用者属性を把握することはできるのでしょうか。そうした情報があると、県民サービスへの対応の仕方も大きく変わってくるのではないかと思います。

(事務局)

例えば城ヶ島公園ですと、資料6_P.8に入園者数を掲載しておりますが、委員から御指摘いただいたとおり、現時点で把握しているのは入園者数であり、男女別のデータではありません。公園の利用者数については、駐車場の利用台数などから算出しているものもありますが、男女比や年齢層といった利用者属性については、現在のデータでは把握できていない状況です。一方で、他の事例として、東京都の明治公園ではAIカメラを活用して男女比などのデータを取得していると聞いております。そこまでの対応は難しい面もありますが、例えば、平日や休日などのモデルとなる日を設定して、調査を実施することは可能ではないかと考えております。いただいた御意見も参考にしながら、どのような情報を把握し、事業者提供していくことが望ましいのか検討していきたいと考えております。

(委員)

秦野戸川公園についてですが、資料5_P.6の図を見ますと、事業区域の下側は樹林地となっています。以前の公園等審査会でもお話がありましたが、この区域については、既存の公園との間に深い谷や斜面があり、既存エリアとの園路をどのような形で整備するのか、まだはっきりしていないという説明であったと記憶しております。

また、その園路についても、ピクニックや登山に慣れている方は利用できるかもしれませんが、高齢者や障害のある方も利用できるようなものになるのかどうかは、まだ分からない状況だったと思います。

そうした情報が資料8には記載されていないように感じました。先ほどの入園者数についても、既存の公園部分の利用者数であって、その利用者が実際に今回の対象エリアまで来るかという点、必ずしもそう簡単ではないと思います。

また、入口も異なりますので、そのあたりは事業者に対してきちんと伝えた方がよいのではないのでしょうか。既存の公園部分との接続や園路整備について、県とし

てどのような計画を持っているのかを資料の中に記載した方がよいと思います。

(事務局)

今の資料では、既存公園との接続について情報が欠けておりますので、補足したいと思います。これからサウンディングを実施する事業者の方々に対して、正確に状況が伝わるようにお伝えしていきたいと思います。

(事務局)

園路の状況ですが、ここには橋を架けるという話もありました。また、この場所には沢があり、その沢沿いには以前園路がありましたが、現在は利用できない状態となっております。

確かに、この未開園区域と既設の公園部分は分離されているような状況になっています。現在は、その沢沿いの園路を再び修復する計画を立て、整備を進めていくことを考えておりますので、そのあたりについても記載する方向で検討していきたいと考えております。

(委員)

福祉の立場からお伺いしたいのですが、県として一定の条件付けを行うことはできるのでしょうか。県の方針として資料にどこまで記載できるのかは分かりませんが、例えば遊具であればユニバーサルな遊具を導入するといったことや、売店であれば神奈川県産のものや観光名産品を取り扱うといったことも考えられると思います。そうした内容について、県としてどこまで細かく条件を付けることを考えているのかお伺いしたいと思います。

あるいは、それらは事業者からの提案によるものなのでしょうか。公募ですので最終的には提案内容を評価して選定することになると思いますが、県としての方針をこの資料の中でどこまで示す考えなのか、お聞きしたいと思います。

(事務局)

ユニバーサルデザインやバリアフリーの観点につきましては、大前提となるものと考えております。その点については、この資料には明確な記載がありませんが、神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針の中には位置付けておりますので、事業者に対しても、バリアフリーやユニバーサルデザインは大前提であるということをお伝えしていきたいと考えております。また、地産地消や地場製品の活用につきましても、県が目指す方向性と一致していると考えております。

ただし、それらを最終的に条件として位置付けるかどうかにつきましては、まず今回のサウンディングの中で、可能性も含めて御意見を伺いながら、事業者との対話を進めていきたいと考えております。その中で、実際に条件付けができるものなのか、採算性も含めて見極めていきたいと考えております。地場のものを活用することについては、大事な視点であると考えております。

(委員)

一旦ここで切らせていただいて、次の説明を聴取した上で、また全体の話をしていただければと思います。

(事務局から引き続き、資料2_P.8～10、資料9から資料11に基づいて説明)

(委員)

先ほどの最初の説明部分の質問も構いません。一連のものなので、何か御質問、御意見ございましたらお願いします。

(委員)

調査票の資料9_P.5の維持管理運営についての箇所で、どのぐらいの事業期間が望ましいですかという質問ですが、ここに理由も添えて書いてもらうようにお伝えしたほうがいいと思います。なぜその期間が望ましいと考えているのか。

(事務局)

理由の欄を、追加させていただきます。

(委員)

資料7_P.10にアンケート調査の結果が書いてありまして、残してほしい施設、こういうものを作ってほしいという要望、非常に事業者の方にも参考になっていい資料だなと思いました。ほかの2つの公園については、それに相当するようなデータがありませんが、それはこういうアンケートをそもそもされてないのか、それともこの結果を出すと逆に事業者の方に予断を与えてしまって、自由な発想を妨げるとお考えなのか質問いたします。

(事務局)

辻堂海浜公園と交通公園は、リニューアルを検討する委託業務の中で、個別に情報を把握するためのアンケートを取っております。他の公園については、そこまでのアンケートを取っておりませんので、情報としてはない状態です。辻堂海浜公園だけが手厚い情報という形になっております。

(委員)

それに関して、特にアンケートは取ってなくても、例えば公園利用者の方には定期的に、利用者の声を随時集めていると思います。その中で、何か既存の公園に対する要望、こういう声が多いなど、そういうのがもしあれば入れたほうがいいと思います。

(事務局)

毎年、年間のモニタリングという形で、公園利用者の方から要望や意見をもらっ

た結果をまとめておりますので、その結果をもう一度見返し、事業者の人に現在の利用者からの声というところを提示できるものがあれば、確認をして、掲載する方向で考えていきたいと思います。

(委員)

資料4_P.6ですが、ほかの公園は更地なので、新しい施設等を建設する余地がありますが、辻堂海浜公園に関しては既存の施設があるということで、できればそれをリニューアルしたいという要望が分かります。その上で、現在無料で提供している施設は無料で、有料については有料でという希望が書いてあります。

私はこれを見たときに、ここの施設が最も収益性の低い施設ではないかと思いました。民間の人が一体どうやって施設をリニューアルして収益を取ろうとするのだろうか。果たして公募で応募する団体さんがいるのかというのが、一番に思ったことでした。

元々は民間のノウハウを活かした公園の活性化を一番目指していると思うので、できれば条件付けは最低限にして、これから応募された団体と一生懸命対話しながら詰めていく形が望ましいと考えます。できるだけ縛りのないような形で、民間の人の知恵を拝借し、公園事業を活性化していくという方向を見誤らないようにしてください。多くの条件付けをこの段階でしてしまうと、あまりよろしくないのかなという気がしています。

「事業終了後、原則、原状回復が必要となります」という記載文がありますが、この場合は、原則という言葉があるから、必ずしもではないけれども、20年も事業として貸し出して、20年後に原状回復が必要となります、というのは、現実的ではないと思います。むしろ、「撤去しないでください」、移設しないなら「移設してはいけない」とはっきり言っていただいたほうが、そこの事業に携わる者にとっては非常に分かりやすいのではと思います。20年使って原状回復という言葉は違うと思いました。

(事務局)

このマーケットサウンディングの段階では、縛りのない自由な提案というのをより多く我々のほうも求めていきたいというところがあります。そこでは、実際に公園として収益だけを目指す公園でいいのか、我々のほうで個別対話の中で、公園が目指している姿と合致するのか、そういったところを踏まえて、うまく事業者の方と対話しながら、事業者も収益が上がる、公園も活性化する。そして、一般の県民の利用者も、全部が有料の公園になったではなくて、普段の日常使いの中でもうまく利用できて良くなった、と言ってもらえる、そこを目指していきたいと思っております。

もう一つ、原状回復が必要になる、ここのところにつきましても、先ほど荒井課長から説明があったように、協議事項だと思っております。20年後、施設がまだ対応できるものなのか、事業者が引き続きやるのか、様々な場合があります。この原則について、原状回復のところもうまく伝えられるように、事業者との対話を含め

て、工夫していきたいと思っております。

(委員)

私自身、今年8月に都内の公園で暑熱の計測や利用者の滞在調査を実施し、日陰ができることで利用者にどのような変化が生じるのかについて、エリアマネジメント組織と連携した社会実験に携わりました。その中で、酷暑の問題は利用者に直結する喫緊の課題であると感じました。

また、神奈川県都市公園も実際に見て回りましたが、非常に広い公園が多く、現在あまり利用されていない場所であっても、空間に変化を加えることで利用者の行動も変わるのではないかと思いますので、そのあたりを丁寧に検討していくことが大切ではないかと考えています。

先ほど、ユニバーサルデザインに対する考え方は基本方針の中にあるとお話がありましたが、その中で県としてどのようなものを求めているのかを示していただくとよいと思います。これまで以上にニーズが高まっていると思いますし、酷暑への対応だけでなく、その後の豪雨への対応も重要になってきています。

個人を支えるための適応策だけでなく、地域を支えていくための適応策もあると思いますので、そのあたりも併せて示していただくとよいのではないかと思います。

(事務局)

猛暑や極端気象、豪雨への対応についてですが、現在、指定管理者制度の中で、猛暑対策としては、県が四阿や日陰の整備を行うとともに、指定管理者においても、ミストの設置やパラソルの設置など、休憩場所の確保に取り組んでおります。

また、豪雨対策については、これまで東日本大震災以降の津波対策を中心に、公園利用者をどのように避難させるか、また、その際に指定管理者へどのような対応を求めるかについて、公園のマニュアルや管理運営の条件の中で整理してきました。

一方で、近年頻発している豪雨への対応については、本資料の中では十分に整理できていない部分もあります。そのため、こうした視点についてどのような内容を記載できるのかも含めて、今後検討していきたいと考えております。

(委員)

Park-PFIについては、どうしても収益性や施設整備の話が中心になりがちですが、災害対応や気候変動への適応といった視点も併せて考えていくことが重要ではないかと思います。そうした視点も含めて検討していくことで、よりよい事業になるのではないかと考え、発言させていただきました。

(委員)

子どもたちの立場から申し上げますと、先ほどお話がありましたように、日陰や屋根のある場所は非常に大事だと思います。最近は暑さが厳しく、子どもたちが公

園へ遊びに行っても、休める場所がないと暑いから行かない、という状況もあります。また、雨が降ったときの一時的な避難場所という意味でも、そのような場所は必要ではないかと思います。

それから、少し話は変わるかもしれませんが、地域との連携も大事だと思っています。自然災害が多い中で、公園を避難場所として活用することについても、地域としっかり連携しながら進めていくことが必要ではないでしょうか。

また、公園を活用して様々なイベントなどができる場になるとよいと思います。地域にはスポーツ団体など様々な団体がありますが、活動する場所が不足している状況もありますので、そのような活動の場としても活用できるとよいと思います。

城ヶ島公園についても、眺望が良いことはもちろん魅力ですが、子どもたちにとっては景色を見るだけではなく、行ったら何か楽しめることがあるということも大事だと思っています。遊園地のような施設ということではありませんが、子どもたちが参加して楽しめるような取組があるとよいと思います。私たちも公園を利用してウォークラリーなどを実施しておりますが、そのような活動もできる公園であってほしいと思います。

県立公園は広く、様々な場所がありますので、子どもから高齢者まで、老若男女が楽しめるような取組も取り入れながら整備していただければと思います。

(事務局)

こういった日陰の話ですとか、地域との連携でイベントができる場所、子どもたちが楽しめる場所といった視点は、非常に大事だと思っております。これらが Park-PFI でやれる部分なのか、あるいは次期指定管理者の募集の中で、公園全体として求めていくべき部分なのかという点もありますので、事業者からの提案や個別対話の中で確認していきたいと考えております。その中で、Park-PFI に盛り込めるようなものがあれば、採算性も考えながら、我々としても求めていきたいと思っております。また、そこが厳しいようであれば、公園全体として次期指定管理者制度を進める中で、欠かせない視点として条件付けを行うことも含めて検討していきたいと考えております。とにかく、現在の公園をもっと良くするために、いただいた御意見を反映していきたいと思っております。

(委員)

特定公園施設についてですが、現在の調査票では、こういった施設がよいのかを聞く内容になっています。一方で、特定公園施設の整備については、事業者も一部負担することになると思いますので、事業者としては、県がどの程度負担してくれるのかによって、提案内容も変わってくるのではないかと思います。

今回は、金額的な部分は一旦置いておいて、「より良い公園にするためにはこういった施設があったらよいのか」という趣旨で意見を聞きたいということでしたら、その趣旨を対話の中で事業者に伝えたいうえで回答を求めた方がよいのではないのでしょうか。

事業者によっては、自らの負担を前提に考え、「この程度であれば対応できる」と

いった形で線引きをして回答する可能性もあると思います。そのため、まずは公園として望ましい施設について自由に意見をいただきたいという趣旨を説明した上で聞き取ることが重要ではないかと思います。そのあたりについて、御留意いただければと思います。

(事務局)

現時点では、特定公園施設としてどのようなものを整備していただくことが望ましいのか、また、それが将来的に公園にとって必要な施設となるのかについても、まだ見極めができていない状況です。そのため、県がどの程度負担するのかというところまでは、現段階ではお示しできないと考えております。

一方で、事業者が「県は負担しない」という前提で考えてしまうと、提案内容も最低限のものにとどまってしまう可能性があります。そのため、まずは公園の魅力向上や利便性向上の観点から、どのような施設が望ましいのかについて幅広く御意見をいただきたいと考えております。御指摘のとおり、その趣旨が伝わるよう、事業者との対話の中で丁寧に対応していきたいと考えております。

(委員)

ほかに御意見・御質問はございますか。

Park-PFI に関する議論についてはここまでとなりますが、今回の内容は、この3公園について Park-PFI の公募を目指して進めていくにあたり、民間事業者に提案を求める施設の方向性や対象区域について、県の考え方をお示しいただいたものと理解しております。

具体的な内容については、今後の対話を通じて整理していくことになると思いますので、現時点で細かい部分まで固めるということではなく、まずはこのような方向性で進めていくということかと思います。

特に、この方向性そのものについて御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、この方向で進めるということによろしいでしょうか。

また、先ほどの特定公園施設の件につきましても、どこまでを民間事業者に担っていただくのかについては、県としての考え方と事業者側の考え方に差がある可能性もありますので、今後の対話の中で方向性を整理していただければと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から資料2_P. 11～13に基づいて説明)

(委員)

何度か議論してきましたが、資料2_P. 12にありますように、公園の特性に応じて区分しながら検討していくという提案かと思います。

これについて、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

次回の募集では、いずれにしても全公園を対象とすることになると思いますが、

指定管理者に応募する事業者の立場からすると、20 を超える公園が一度に公募されることは相当な負担になっているのではないかと思います。その意味では、時期や期間を分散していくという考え方は、一つの方向性としてあるのではないかと感じています。

今回の説明では、5 年を基本としながら、一部については 10 年程度、その中間的な期間も含めて、公園の特性に応じた複数のパターンを設定していくというお話であったかと思います。このような方向性で進めていくということについて、御意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

この公園特性や、公園特性に応じた指定管理期間についてですが、これも今後、事業者へのサウンディング調査を踏まえて決めていくものなのか、それとも県の方で、この公園は地域密着型、この公園は観光型というように整理していくのか教えてください。また、期間についても、観光型は 8 年、多機能型や地域密着型は 5 年を基本とするという説明でしたが、この期間についても、例えば観光型であっても、事業者との話し合いの中で 10 年にするといったこともあるのか、それとも基本的には 8 年という考え方なのか、お伺いしたいと思います。期間についても、公園の特性や事業者の意向などを踏まえて柔軟に考えていくのか、それとも基本的な期間をまず決めていくのか、そのあたりの考え方を教えていただければと思います。

(事務局)

指定管理期間については、県としての検討に加えて、現在指定管理を行っている事業者に対し、自ら管理している公園が観光型なのか、自然環境保全型なのか、あるいは両方の特性を有しているのかといった点を含めて、どのような特性を持つ公園と考えているか、また、その公園には何年程度の指定管理期間が適切と考えるかについて、アンケートを実施しております。今後は、その結果も踏まえながら、県として指定管理期間を整理していきたいと考えております。また、観光型の公園については現在 8 年を一つの考え方としてお示ししておりますが、これは自主事業への投資とその回収期間を想定したものです。一方で、アンケートの中で、例えば観光型の公園であっても、投資回収の観点から 10 年程度が望ましいといった意見があれば、その考え方について改めて検討する必要があると考えております。したがって、現時点で 8 年と決めているわけではなく、事業者からの意見や他の公園とのバランスも踏まえながら、8 年が適切なのか 10 年が適切なのかを整理し、最終的に次期指定管理の募集期間として設定していきたいと考えております。

(事務局)

あくまでも基本的なルールとして考えているものです。ただ、公園ごとに個別具体の事情があると思いますし、なかなか今回のような分類だけで簡単に振り分けることが難しい公園もあると思っています。それぞれの公園で事情も異なりますので、そのあたりは今後、個別に調整していく必要があると感じております。

(委員)

まずは基準となる考え方をしっかり決めておくことが大事だと思います。

(委員)

今回の考え方としては、指定管理期間について、少し長めのものと短めのものを設けながら、公園の特性に応じて運用していくということかと思います。

その方向性については一つの考え方だと思いますが、一方で、あまり長期間になりすぎることについて御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

(事務局)

一点、事務局から御意見を伺えればと思います。現在、観光型の公園については8年を一つの考え方として設定しており、準備期間を2年、実際の運営期間を5年、さらに引継ぎ等の期間として1年を見込み、合計8年としております。この考え方について、委員の皆様から見て違和感がある部分や、御意見がありましたらお聞かせいただければと思います。準備期間として2年を設定している理由ですが、現在の指定管理者から話を聞くと、継続して管理している場合は別として、新規参入の場合には、地元との関係づくりや状況把握、関係機関との調整などに一定の期間が必要であり、自主事業を実施するまでに2年程度は必要ではないかという意見をいただいております。そのため、現時点では準備期間として2年を見込んだ設定としておりますが、この考え方についても御意見をいただければと思います。

(委員)

今の説明とは少し違うかもしれませんが、Park-PFIと指定管理をセットで募集する場合についてお伺いしたいと思います。資料では、Park-PFIと指定管理をセットで募集する場合の考え方も示されていますが、この場合はどちらか一方に振れることを前提としているのか、それともハイブリッドのような形で、この部分はPark-PFI、この部分は指定管理というように役割分担しながら進めることを想定しているのか、そのあたりの意味合いが少し分かりませんでした。

(事務局)

例えば城ヶ島公園を例にしますと、セットで募集するというのは、Park-PFIの部分と公園全体の指定管理を一体的に募集するという考え方です。現在、公園全体は指定管理者が管理しておりますが、その中の一部の広場をPark-PFIとして切り出すことを想定しています。本来であれば、それぞれ別に募集することになりますので、Park-PFIの区域はBさん、Park-PFIの区域を除いた公園全体の指定管理はAさんというように、事業者が分かれることもあります。一方で、セットで募集する場合には、Park-PFIと指定管理を同じ枠組みの中で募集することになりますので、Park-PFIも指定管理もAさんが担うような形を想定しております。また、期間についてですが、例えば、城ヶ島公園は観光型の公園ですので、通常で

あれば8年を想定しています。ただし、Park-PFIを導入し、その期間が20年となる場合には、Park-PFIの期間に合わせて、城ヶ島公園については指定管理も含めて20年間実施することを想定しております。

(委員)

ハイブリッド型ですね。分かりました。

(委員)

多機能型と地域密着型については、5年を基本とすると記載されていますが、この「基本とする」という表現ですと、場合によっては期間が延びる可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。「5年を基本とする」という考え方ですので、ベースとしては現在の指定管理期間である5年を考えております。一方で、「基本とする」としているのは、委員から御指摘いただいたように、今後の対話や指定管理者へのアンケート結果なども踏まえて検討する余地を残しているためです。また、浦田会長からお話がありましたように、公園ごとの指定管理期間を分散していくという考え方もあります。

ただし、単に期間を分散したいからという理由で、例えば6年にするといったことではなく、そこはきちんとした理由を整理した上で設定する必要があると考えております。

(委員)

先ほど事務局から補足説明のあった「2年」についてですが、どういった期間を想定しているのか、もう一度教えていただけますでしょうか。

(事務局)

観光型の公園については8年を一つの考え方としております。そのうちの2年というのは、最初の1年目、2年目の期間を想定しています。1年目は地元との関係づくり、2年目は自主事業の準備期間として考えております。その後、3年目から7年目までの5年間で自主事業を実施し、投資した費用の回収を行いながら、公園利用者へのサービスを提供していくことを想定しております。また、最後の1年間は引継ぎ期間として考えております。運営自体は継続しながら、次の事業者への引継ぎを行う期間になります。

先ほど申し上げた2年というのは、その8年間のうちの最初の準備期間の2年を指しております。説明が不足しており申し訳ありませんでした。

(委員)

指定管理期間については、少し長めの10年という考え方もあり、その中間的な期間も含めて設定していくということかと思います。また、自主事業など投資的な要

素を含む場合には、少し長い期間を設定した方が様々なアイデアも出しやすくなるのではないかという御説明だったと思います。そうしたことを踏まえると、5年と10年の間の期間も含めて設定しながら、3つ程度のパターンに整理していこうという考え方なのかなと思います。

(委員)

大阪の鶴見緑地は確か20年だったと思います。花博が開催された公園ですが、そのように全国的には長期間の事例もありますので、10年という期間が特別長いとは思っておりません。やはり民間事業者が事業を展開するとなると、採算性は当然考えることになっていきますが、一方で県民サービスの向上ということを考えると、この程度の期間があって初めて実現できることもあるのではないかと思います。また、大事なのは、事業者にとっても良く、利用する県民にとっても良い仕組みになることだと思います。これまでは5年を基本として、一斉に指定管理者の募集を行ってきましたが、事業者が変わる場合もあれば継続する場合もありました。今回のように期間を少し分散していくことになれば、新たな事業者の参入や、様々なアイデアが出てくることも期待できるのではないかと思います。今回の取組は、まずモデル的にスタートするものと理解しております。

その中で、実際に運用していく中から様々な工夫やアイデアが出てきて、制度として見直すべき点も出てくるのではないかと思いますので、まずはこうした方法を進めていくことはよいのではないかと思います。

ただし、指定管理やPark-PFIについては、どうしても経験のある大手事業者に偏りがちになる面もありますので、地元の事業者も参画できるような仕組みについても配慮していただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。今後、Park-PFIのマーケットサウンディングを進める中で、様々な事業者の方からお話を伺いながら検討していきたいと考えております。

また、地元の事業者や地場産業の方々に参画していただくことは非常に大切だと考えております。特に、秦野戸川公園や城ヶ島公園については、地元から良い提案が出てくることを期待しております。

そうした中で、多くの方々の御意見を伺いながら、より良いものとなるよう進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

それでは、指定管理期間については、県で現在検討されている方向性を基本として、引き続き検討を進めていただければと思います。また、今後Park-PFIと指定管理を一体的に募集するような形になれば、さらに長い期間の設定が検討される可能性もあるかと思います。そうしたことも含めて、指定管理期間については、今後、公園の特性や事業内容に応じて、より多様な設定になっていく方向で進めていただければと思います。

それでは、本日の議事については以上となりますが、その他として事務局から何かございましたらお願いいたします。

(事務局)

多数の貴重な御意見、ありがとうございました。委員の皆様からいただきました御意見、御要望などを、こちら県としても真摯に受け止めまして、今後の県立都市公園の整備、管理にお役立ててまいりたいと思います。

(事務局から「ともいき広場」、「県立都市公園における GREEN×EXPO 2027 に向けた取組」について状況報告。)

(委員)

以上をもちまして、第 75 回神奈川県公園等審査会を終了いたします。ありがとうございました。